

令和元年10月吉日

上田市私立幼稚園副食費の徴収に係る補足給付事業の対象者について

上田市保育課

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、上田市におきまして副食費の徴収に係る補足給付事業を実施する運びとなりましたが、新制度未移行の幼稚園については、市町村が幼稚園に免除対象者の通知を行う根拠規定がないため、免除対象者について幼稚園に通知することができません。

また、市においても、ご本人様からの申請がなければ、課税等の状況を調べることができません。

このため、補足給付の対象者であるかどうかについては、保護者様ご自身で判断し、申請していただくことが必要となります。以下を参考に、ご判断をお願いします。

1 給付対象者

以下の①または②に該当する者

① 年収360万円以下相当の世帯

市民税所得割課税額 77,101 円未満（夫婦合算）の世帯は、全員対象となります。

② 第3子以降

小学校（3年生まで）、認定こども園、幼稚園、保育所、児童発達支援施設等に通う子どものうち、上から3番目の子ども

上記①、②のいずれにも当てはまらないと思われる方は、申請する必要はありません。

2 申請方法

給付の対象となると思われる方は、別紙交付申請書（上田市私立幼稚園副食費の徴収に係る補足給付費交付申請書）にご記入のうえ、園に提出をお願いします。（園において取りまとめをお願いします。）

3 支払いまでの流れ

- ① 園から毎月の領収書発行（10月から12月分）※
- ② 令和2年1月中 交付申請書+領収書（3ヶ月分）提出（園経由で上田市へ）
- ③ 市において、申請内容、課税状況を確認
- ④ 各申請者の指定口座へ入金、対象外の方には「却下通知」を送付
- ⑤ 令和2年1月～3月分の請求については、別途通知します。

※申請・支払いの頻度については、3月に1度を予定しております。

上田市健康こども未来部保育課

電話 0268-23-5132

Mail:hoiku@city.ueda.nagano.jp